

発議第11号

義務教育費国庫負担制度の存続とさらなる充実を求める意見書について

義務教育費国庫負担制度の存続とさらなる充実を求める意見書を次のとおり提出する。

平成25年10月18日 提出

|         |      |
|---------|------|
| 松阪市議会議員 | 水谷晴夫 |
|         | 濱口高志 |
|         | 植松泰之 |
|         | 中村良子 |
|         | 山本節勇 |
|         | 大平勇夫 |
|         | 永作邦夫 |
|         | 今井一久 |
|         | 田中力  |

義務教育費国庫負担制度の存続とさらなる充実を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」「教育水準の維持向上」を保障するため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で、確立されたものである。

1950年、地方自治を進めるという観点から、義務教育費国庫負担制度は廃止され、一般財源化されたが、その後、教育費に地域間格差が生じ、1953年に義務教育費国庫負担制度は復活した。しかし、1985年以降、再び義務教育費国庫負担金の一般財源化が推し進められ、2006年から国庫負担率が3分の1に縮減された。

現在、義務教育費国庫負担金の対象外である教材費、旅費、高校教職員の給与費は、地方交付税として一般財源の中に組み込まれているものの、地方財政が厳しくなり、1985年に一般財源化された教材費は、国が定めた基準に対して、実際、各地方で予算措置された比率は、年々低下している。2007年度、措置率の全国平均は65.3%で、地域間格差も広がっている。

また、これまで2004年の三位一体改革や、2010年の地域主権改革においても、義務教育費国庫負担制度の堅持や一括交付金化の対象外とすることが明らかにされてきたが、改革によるこの制度への影響を今後も注視する必要がある。

未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって、きわめて重要なことである。

よって国においては、その時々<sup>の</sup>地方財政状況に影響されることのないよう、義務教育費国庫負担制度の存続と、さらなる充実を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年10月18日

三重県松阪市議会議長 中 島 清 晴